

# 学校いじめ防止基本方針

下野市立南河内中学校

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条 平成25年9月施行）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめに対する本校の基本認識

- (1) いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。そのため、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは教師（大人）に気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する問題である。

## II 未然防止

### 1 いじめの未然防止のための対策の基本となる事項

- (1) いじめが起きにくい・いじめを許さない・見過ごさない**環境づくり**に努める。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) 学校と家庭が協力して**未然防止、早期発見、指導**にあたる。

### 2 いじめ未然防止のための具体的な取組

#### (1) 日頃の生徒の人間関係の把握、情報収集、記録蓄積

担任や、係の教育相談や教師との日常のふれあい、会話を通して生徒の人間関係の把握に努める。

- ①生活アンケート（年3回）
- ②Q-Uテスト（年2回）
- ③マイライフ
- ④教育相談（年3回）
- ⑤ソーシャルスキルトレーニング
- ⑥教職員研修の充実  
・構成的グループエンカウンター等

情報を記録、蓄積、共有化

#### (2) 自尊感情を高める教育活動

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要。感動体験のある学校行事等の中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒たちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが「認められた」と自己肯定感につながる。

- ①すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善  
→授業を公開して互いの授業を参観しあい、スキルを高め、わかる授業の実践（発問や指導方法の工夫等）。  
→学校課題研究のより一層の充実を図る。

- ②生徒が主体的に取り組める学習活動の実施
- ③担任の生徒への自信をもたせる言葉かけ

【例】

- ・「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- ・「あのときの態度、立派だったよ。」
- ・「ああすること（ああ言うこと）は、とても勇気のいることだったでしょう。感心しました。」
- ・「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしいね。」
- ・「そう、〇〇ができたの。すごいね。先生もうれしい。」

- ④あいさつ運動（中央委員会等）

柔和なあいさつを推進する。

- ⑤生徒による主体的な生徒会活動

- ・生徒会朝会や学校行事の企画運営・専門委員会活動をとおして生徒の主体性を生かした活動を推進する。
- ・市内の小中学校生徒会で進めている「下野市子ども未来プロジェクト」と関連づけた校内での活動を推進する。

- ⑥集団との関わり方を実感し、学ぶ体験活動の充実

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる場の設定と、工夫をコミュニケーション力を育成する。

- ・学校行事
- ・校外学習（英語、職場見学、職場体験学習）
- ・宿泊学習の充実
- ・生徒会活動
- ・総合的な学習の時間
- ・各教科等における道徳性育成に資する体験活動の推進
- ・部活動

- ⑦道徳教育の充実

未熟な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。そのため、道徳の授業における題材や資料等の内容を十分に検討し授業を行う。

- ⑧人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ⑨情報教育の充実

情報社会における正しい判断力や望ましい態度を身に付けるための授業等を計画的に実施するとともに、スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「ネット利用のあたりまえ 4つの大丈夫？」に基づく取組を積極的に推進する。

- (3) 保護者や地域への働きかけ

保護者会やPTA理事会、学校運営協議会等がいじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめ問題に対する家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者向けの研修会の開催や、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

### Ⅲ 早期発見・早期解決に向けての取組

## 1 生徒の変化を察知する力の向上と、生徒との信頼関係の構築

すべての教員が、生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けることが必要である。また、生徒が相談しやすい環境と信頼関係を構築することが必要である。

- (1) 生徒と接する時間の確保（朝、生徒を教師が迎える等）
- (2) 態度・顔色・生気等に注意
- (3) 教科等の提出物への取組状況、成績の大きな変化に着目
- (4) 学習用具、準備物忘れ、紛失、新品購入、落書きには要注意
- (5) 休み時間等の過ごし方（友人関係の変化、グループの固定化、孤立等）
- (6) マイライフ等の記載事項
- (7) 部活動への取組、参加状況などの情報を顧問と学年学級担当教諭で交換
- (8) 定期的なアンケート調査や、教育相談を実施する。アンケート調査に関しては、記名式や無記名式を意図的に織り交ぜ、実効性の高いものにする。
- (9) 生徒や保護者がいじめに係る相談ができるよう、相談窓口やSCの相談活動について周知を図る。
- (10) 日頃より、生徒が相談しやすい信頼関係の構築を図る。

## 2 情報を共有し、全職員での対応

- (1) いじめと思われる状況を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。（学校いじめ防止等対策会議）
- (2) 情報収集を綿密に行い、それを教職員全員で共有し、事実確認を行う。その上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
- (3) 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
- (4) いじめられている生徒、いじている生徒に対する相談、心のケアとして、養護教諭、スクールカウンセラー等と連絡を取りながら、指導を行う。
- (5) 総括として「全体会」を行い、今後の生活行動の指針について明確にする。

## 3 保護者との連携

- (1) 学校だより、学年だより、学級通信等での情報提供、協力依頼をする。
- (2) 出欠、早退、遅刻、その他連絡を密に取り合う中から変化を見つけ、必要に応じて保護者との教育相談を行う。
- (3) 保護者会等の中から発見し、直ちに事実確認、指導に当たる。

## 4 地域との連携

- (1) P T A本部、専門部、自治会部等からの話や会話の中から発見し、連携して指導に当たる。
- (2) 学警連、近隣の学校、図書館、公民館等と連携して情報収集を行う。
- (3) 派出所、学校運営協議会委員、民生委員児童委員、交通指導員等との連携を図り、必要に応じて相談、指導に関わってもらう。
- (4) 月1日程度来校のスクールカウンセラーや下野市学校教育サポートセンターと情報を交換、共有し相談、指導に関わってもらう。

# IV いじめ問題への対応

いじめ早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導を行う。

## 1 学校内の組織

### (1) 生徒指導部会（常設学校いじめ防止等対策会議）

（毎週金曜日1校時に定期開催するほか、有事には臨時開催できる。）

- ・メンバーは原則、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導係、教育相談係、養護教諭、SCで構成される。

・各学年の情報を共有するとともに事案がある場合にはその方策について検討・実行する。

○本部会で「いじめ」および「いじめに発展する可能性のある事案（疑い）」また「不登校の前兆」等と判断された場合には、「学校いじめ防止等対策会議」を開催する。

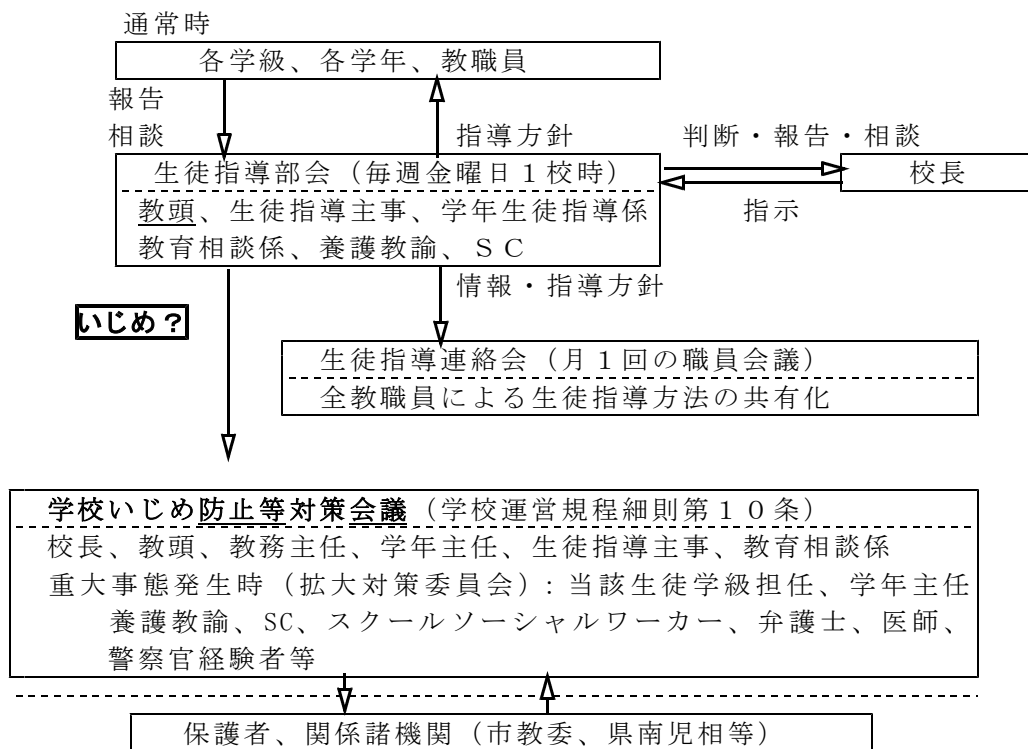
(2) 生徒指導連絡会（職員会議時開催）

・生徒指導部会の結果を報告し、情報の共有化を図るとともに生徒指導上の諸問題を全職員で検討する。

(3) 学校いじめ防止等対策会議（学校運営規程による）

・事実確認や対応方針の決定を行う。事実確認を行うにあたっては、被害・加害児童生徒、関係児童生徒、保護者等から話を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り客観的な事実の把握に努めるとともに、情報や一連の対応については正確に記録する。

**【学校内対応組織】**



2 家庭や地域、関係機関との連携

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに、教頭に報告する。また、問題の重大性によっては学校いじめ防止等対策会議を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。

その際は、上記の学校いじめ防止等対策会議に加え、学校運営協議会委員、PTA本部役員等もメンバーとして開催する。

上記のメンバーのみでの解決が困難な悪質な場合は、警察（生活安全課）、教育委員会にも介入してもらおう等、臨機応変に対応する。

## いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ・問題発見

### 1 正確な実態把握

- 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、全体像を把握する。
- ※事実関係を把握したら、報告（問題によっては、発見後直ちに報告）

担任→学年主任→生徒指導主事、教務主任、教頭→校長

対応 1

いじめ等の問題

※対人トラブル（けんか、1対1のトラブル）

- 生徒指導部会（学校いじめ防止等対策会議）にて指導のねらいと対応法を明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 校長の指導

対応 2

- ◇誰が誰をいじめているのか？
- ◇いつ、どこで起こったのか？
- ◇どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか？
- ◇いじめのきっかけは何
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？

### 2 どの組織で対応するか。（決まったら、直ちに役割分担を行う）

- ・保護者、PTAの組織活用の有無
- ・公的機関の協力を受けることの可否
- ・市教委、PTAへの報告
- ・マスコミへの対応

### 3 生徒への指導・支援

○いじめられた生徒に対して

- ・保護し、心配や不安を取り除く。
- ・最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。

○いじめた生徒に対して

- ・心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

○周りの生徒たちに対して

【いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。】

- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として認識させる。

- 4 保護者への対応策 ○保護者への対応（担任・学年主任・生徒指導主事・教務主任・教頭）

○被害生徒保護者

- ・発見したその日の内に、家庭訪問等で、把握した事実とこれまでの指導の経過及び今後の対応について説明し、理解と協力をお願いする。

保護者から不信感をもたれる教職員の言葉  
 ◇お子さんにも悪いところがあるようです。  
 ◇家庭での甘やかしが問題です。  
 ◇クラスにはいじめはありません。  
 ◇どこかに相談にいかれてはどうですか。

○加害生徒保護者

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を知るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉  
 ◇いじめられる子にも、いじめられる理由があるのだろう。  
 ◇学校がきちんと指導していれば・・・。  
 ◇ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

- 5 P T Aとの協力 ○状況によっては、P T A等にも説明し、協力を依頼する。



- 6 生徒への継続指導 ○指導を継続し、指導の経過を報告する。  
 （担任→学年主任→生徒指導主事→校長、教頭）  
 ○事態が改善されない場合には、再度対応策について検討し、対応する。

## V ネット上のいじめへの対応

パソコンや携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等を利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

### 1 トラブルの種類

- (1)メールでのいじめ
- (2)ブログでのいじめ
- (3)チェーンメールでのいじめ
- (4)学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ
- (5)SNSから生じたいじめ

匿名性により、自分だと分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれやすい。



・掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

- ・スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

(6) 動画共有サイトでのいじめ



- ・一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

## 2 未然防止

(1) 保護者へのお願い

- ①生徒らのパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングはもちろん、家庭において生徒を危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話は安易に持たせないようにすること。
- ②インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ③「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること。

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠である。そのため、保護者と緊密に連携・協力し、双方での指導を行うことが大切。

(2) 生徒への指導のポイント

- ①発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ②匿名でも書き込みをした人は特定できること。（アドレス等）
- ③違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。（「刑法」に関わる）
- ⑤一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ⑥情報等のデータ保存（証拠の確保）

## 3 いじめ発見・対応

早期発見・早期対応に向けて

- ①関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
  - ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
  - ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

《配慮事項》

- ◇被害生徒（家族）の心身の立ち直りが中心となる。
  - ※加害者、学級、校内の他の生徒、保護者及び地域の人々についても配慮していく。
- ◇生徒の直接の指導は、担任、学年主任が行う
  - ※場合によっては、生徒指導主事、教頭、校長も行う。保護者等には校長（教頭）が立ち会うこともある。
- ◇指導は、広く目配りをし深く掘り下げて行う。また、徹底した指導、再発、潜行の絶無を期し、卒業まで見守る。

【担任としていじめが起きていたら・・・】

「いじめはどの学級でも起こりうる可能性がある」との認識に立って対処する。

○いじめている生徒に対して

- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめていることを止めさせる。
- ・いじめられている子どもの気持ちに着目させ、いじめることが相手の気持ちをどれだけ傷つけ、苦しめているかをわからせる。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図りながら教師との信頼関係をつくる。
- ・当番活動や係活動など、具体的な場でのよい活動を積極的に見つけほめる。

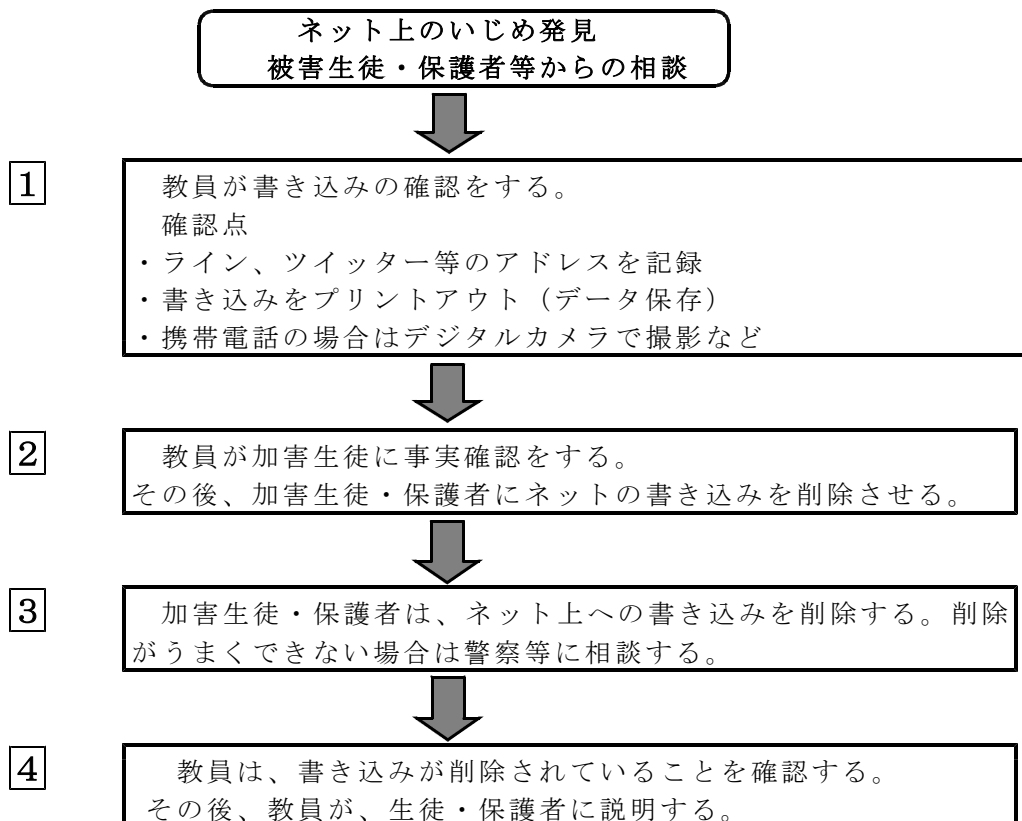
○いじめられている生徒に対して

- ・全力でいじめから守ることを約束する。
- ・いじめられた内容や、辛い思いなど親身になって聞くとともに、いじめを解決する方法について一緒に考えてみる。
- ・活動の場をつくり、認め励ますことによって、自信や存在感をもたせるようにする。

○学級全員に対して

- ・見て見ぬふりをするのは、いじめを肯定していることであり、いじめを助長することになることをわからせる。いじめを見つけたら、先生や友だちにすぐに知らせ、すぐに止めさせることを徹底する。
- ・友だちのいいなりにならず、自らの意志で行動することの大切さを分からせる。
- ・一人一人がかけがいのない存在として尊重され、安心して生活する権利をもっていることをわからせ、温かい人間関係の構築に努める。

②書き込みや画像の削除の手順（例）



※ネット上へのいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要。  
※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払い、研修等を行う必要がある。



## VI 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）により適切に対応する。

### 1 重大事態の発生と報告（法第28条）

#### (1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(例)

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、児童生徒が「相当の期間<sup>\*</sup>」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、当該目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

その他、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が「いじめの重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉えて対応する。

#### (2) 重大事態の報告

学校は(1)に該当する事案が発生した場合には、対策会議が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。

### 2 重大事態の調査

#### (1) 調査の趣旨

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にする<sup>\*</sup>ための調査を行う。この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを運だ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況などの事実関係を可能な限り明確にすること。

#### (2) 調査主体

調査の主体は、学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合があり、学校からの報告を受けた教育委員会が調査主体を判断し、それに従う。特に、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会主体の調査を要請する。

### (3) 調査組織

その事案が重大事態であると判断したときは、学校いじめ防止等対策会議が当該重大事態に係る調査を行う

教育委員会が調査を行う際には、「下野市いじめ問題専門委員会」がこの任に当たる。

### (4) その他

ア 調査によって明らかになった事実などについて、保護者等に説明し、今後の対応や支援について話し合う。

イ 児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について話し合い、必要に応じて調査に着手する。

## 3 調査結果の提供及び報告

### (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明を行う。これら情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。また、教育委員会からの受けた、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び助言に従いながら行う。

### (2) 調査結果の報告

重大事態に係る調査結果について、教育委員会に報告する。

## **VII その他の取組**

- 1 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備
  - (1) 教育相談計画にいじめ問題対策の計画を加え、学校全体でいじめ問題に取り組む。
  - (2) 人権教育、道徳教育等の年間指導計画にいじめ問題対策を位置づける。
- 2 教職員研修の充実
  - (1) いじめ問題を取り上げた事例研究会の開催
  - (2) いじめ問題を取り上げた人権教育研修会の開催
  - (3) ネットいじめに対する、情報モラル研修会の開催
- 3 特にネットいじめに関わる対策
  - (1) 情報機器の所持率を全校で把握し、必要な指導や情報の提供を行う。
  - (2) ネット使用に関わる研修や指導を年間で位置づけ、防止策について指導する。
  - (3) ネット被害に関する生徒相談週間、相談機関を設け、速やかな解決を図る。

## Ⅷ 年間指導計画

月	生徒指導部関連	関連とねらい
4	○生徒指導部会（毎週金曜1校時） ○P T A総会・保護者会 ○家庭訪問	★諸問題への方策策定、事案の検討と学校いじめ防止等対策会議開催の判断（以下★） ・P T Aとの連携、協議 ・家庭との連携強化
5	○生徒指導部会（毎週金曜1校時） ○体育祭の生徒指導共通理解  ○生活アンケート①	★ ・各行事のねらいに即した生徒指導の方針 ・生徒の抱える課題の把握、助言 ・生徒の生活状況の把握、助言
6	○生徒指導部会（毎週金曜1校時） ○修学旅行(3)、職場体験(2)、校外学習(1) ○教育相談①（教育相談アンケート①）  ○Q U① ○保護者会	★ ・行事における関係力の育成 ・生徒の抱える課題の把握、助言 ・生徒の生活状況の把握、助言 ・学級集団の課題の把握と指導方針の見直し ・P T A、地域との連携、協議
7	○生徒指導部会（毎週金曜1校時） ○夏休みの生徒指導共通理解	★ ・長期休業における指導配慮方針
9	○生徒指導部会（毎週金曜1校時）  ○生活アンケート②	★ ・休業中の生徒の状況の把握、助言 ・生徒の抱える課題の把握、助言
10	○生徒指導部会（毎週金曜1校時） ○夕顔祭の生徒指導共通理解	★ ・行事における関係力の育成
11	○生徒指導部会（毎週金曜1校時） ○教育相談②（教育相談アンケート②） ○保護者会	★ ・生徒の生活状況の把握、助言 ・P T A、地域との連携、協議
12	○生徒指導部会（毎週金曜1校時） ○Q U②  ○冬休みの生徒指導共通理解	★ ・学級集団の課題の把握と指導方針の見直し ・長期休業における指導配慮方針
1	○生徒指導部会（毎週金曜1校時） ○宿泊学習(2)  ○生活アンケート③	★ ・休業中の生徒の状況の把握、助言 ・行事のねらいに即した生徒指導の方針 ・生徒の抱える課題の把握、助言
2	○生徒指導部会（毎週金曜1校時） ○教育相談③（教育相談アンケート③）	★ ・生徒の生活状況の把握、助言
3	○生徒指導部会（毎週金1校時） ○年度の反省総括と来年度への課題	★ ・評価と基本方針の見直し

## Ⅸ 取組の評価・検証

いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、次年度の計画作成に生かす。

令和3年3月改訂

